附則別表

有害物質の種類	業種	許容限度
一・四―ジオキサン（単位　一リットルにつきミリグラム）	感光性樹脂製造業	二〇〇
	エチレンオキサイド製造業	一〇
	エチレングリコール製造業	
	ポリエチレンテレフタレート製造業	二
	下水道業（感光性樹脂製造業に属する特定事業場（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十二条の二第一項に規定する特定事業場をいう。備考第二項において「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。）	二五

備考

1　中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表により当該業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排出水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

2　中欄の下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が〇・五を超えることをいう。

$$\frac{\sum C_i \cdot Q_i}{Q}$$

この式において、C_i、Q_i及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。

C_i　下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとに、当該特定事業場から当該下水道に排出される水の一・四―ジオキサンによる汚染状態の通常の値（単位　一リットルにつきミリグラム）

Q_i　当該特定事業場から当該下水道に排出される水の通常の量（単位　一日につき立方メートル）

Q　当該下水道から排出される排出水の通常の量（単位　一日につき立方メートル）

告示

○国土交通省告示第六百二十四号

補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件（平成二十二年国土交通省告示第五百五号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十四年五月二十三日

国土交通大臣　前田　武志

別表を次のとおりに改める。

別表

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等			処分制限期間
	種類	構造又は用途	細目	
外国船舶油等防除対策費補助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	五〇年
			住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	四七年
低公害車普及促進対策費補助金				

高効率船舶等技術研究開発費補助金	病院用のもの	三九年
モーダルシフト等推進事業費補助金	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三八年
鉄道施設安全対策事業費補助金	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	三八年
踏切保安設備整備費補助金	その他のもの	三八年
東日本大震災鉄道施設災害復旧費補助金	その他のもの	三八年
鉄道防災事業費補助	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	四一年
鉄道施設総合安全対策事業費補助	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三八年
整備新幹線整備事業費補助	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三四年
災害復旧事業費補助金	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	三四年
幹線鉄道等活性化事業費補助	その他のもの	三四年
都市鉄道利便増進事業費補助	その他のもの	三四年
地下高速鉄道整備事業費補助	れんが造、石造又はブロック造のもの	三四年
鉄道駅総合改善事業費補助	金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）	三八年
地域公共交通確保維持改善事業費補助金（中古車両を購入した場合を除く。）	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	三八年
海上交通低炭素化促進事業費補助金（低炭素型中古船舶代替事業を除く。）	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三四年
鉄道技術開発費補助金	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	三一年
観光圏整備事業費補助金（観光地域づくりプラットフォーム支援事業）	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	二九年
自動車事故対策費補助金	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	三一年
観光圏整備事業費補助金（観光地域づくりプラットフォーム支援事業（復興支援型））	その他のもの	二七年
	その他のもの	二五年
	金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）	三〇年
	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	三〇年
	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二七年
	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	二五年